

奈良市公報

第140号

令和7年3月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規則

月	日	番号	件名	主管
2	28	3	奈良市公報号外第15号に掲載	スポーツ振興課

告示

月	日	番号	件名	主管
2	17	69	差押調書の公示送達	障がい福祉課
2	17	70	都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	道路建設課
2	18	71	放置自転車等の保管	環境政策課
2	19	72	差押調書の公示送達	滞納整理課
2	20	73	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
2	20	74	奈良市公報号外第15号に掲載	公園緑地課
2	20	75	住民票の職権消除	市民課
2	20	76	住民票の職権消除	市民課
2	27	77	放置自転車等の保管	環境政策課
2	28	78	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	危機管理課
2	28	79	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の取消し	危機管理課

公営企業

月	日	番号	件名	主管
2	20	10	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
2	25	11	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課

教育委員会

月	日	番号	件名	主管
2	20	1	奈良市公報号外第15号に掲載	教育総務課

告

示

奈良市告示第 69 号

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部障がい福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 2 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和 7 年 2 月 17 日揭示済)

奈良市告示第 70 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により大和都市計画道路事業 3・4・103 号奥柳登美ヶ丘線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市建設部道路建設課

(令和 7 年 2 月 17 日揭示済)

奈良市告示第 71 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 18 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和 7 年 2 月 12 日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 5 引取期間
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円 (ただし、移動日から 14 日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和 7 年 2 月 18 日揭示済)

奈良市告示第 72 号

国税徴収法 (昭和 34 年法律第 147 号) 第 54 条の規定に基づく差押調書 (謄本) については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 2 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

差押調書 (謄本)

2 送達を受けるべき者

省略

(令和 7 年 2 月 19 日揭示済)

奈良市告示第 73 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 101 条第 1 項の規定により、令和 7 年 2 月 28 日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和 7 年 2 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(令和 7 年 2 月 20 日揭示済)

奈良市告示第 75 号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令 (昭和 42 年政令第 292 号) 第 8 条に規定する事由が生じたので、同令第 12 条第 1 項の規定により、その住民票を職権で消除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第 4 項後段の規定により公示する。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 7 年 2 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

事件本人 省略

(令和 7 年 2 月 20 日揭示済)

奈良市告示第 76 号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令 (昭和 42 年政令第 292 号) 第 8 条に規定する事由が生じたので、同令

第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和7年2月20日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人 省略

(令和7年2月20日揭示済)

奈良市告示第77号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年2月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和7年2月19日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和7年2月27日揭示済)

奈良市告示第78号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したので、同法第49条の4第3項及び第49条の7第2項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 2 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定緊急避難場所
右京コミュニティスポーツ会館
- 2 指定避難所
右京コミュニティスポーツ会館
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 1 日

(令和 7 年 2 月 28 日揭示済)

奈良市告示第 79 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 6 第 1 項及び第 49 条の 7 第 2 項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を取り消したので、同法第 49 条の 6 第 2 項及び第 49 条の 7 第 2 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 2 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定緊急避難場所の指定の取消し
(旧) 右京小学校
- 2 指定避難所の指定の取消し
(旧) 右京小学校
- 3 指定の取消し年月日
令和 7 年 3 月 1 日

(令和 7 年 2 月 28 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 10 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 2 月 20 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 each planning	代表取締役社長 西口 和哉	奈良市登美ヶ丘三丁目 12-9-203	令和 7 年 2 月 13 日

(令和 7 年 2 月 20 日揭示済)

奈良市企業局告示第 11 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 2 月 25 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
第一環境株式会社関西支店	代表取締役社長 玉木 孝一	大阪府大阪市淀川区西中島六丁目 8 番 8 号	令和 7 年 2 月 17 日
中岡水道設備	中岡 暢男	奈良県橿原市曾我町 422 番地の 1 八 木西ガーデンハウス 602 号	令和 7 年 2 月 17 日

(令和 7 年 2 月 25 日揭示済)